

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和5年6月13日（火） 号外第54号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則 鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則（28）（統計課）・・・・・・・・・・ 3

公布された規則のあらまし

◇鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

定期に又は継続的に実施する県統計調査を見直す。

2 規則の概要

- (1) 定期に又は継続的に実施する県統計調査に「とっとり県民の日」アンケート調査、「とっとり県民の日」県政電子アンケート、まちなか生活実態調査、行動障がいのある方のサービス利用等実態調査、消費者教育に関する教育機関への実態調査、県内企業海外展開状況調査及び就農相談者数・新規就農者数調査を加える。
- (2) 県統計調査のうち、消費生活に関する意識調査の名称を消費生活に関する県民意識調査に改め、住生活総合調査の名称を住生活総合調査拡大調査に改める。
- (3) 定期に又は継続的に実施する県統計調査から子どもたちの生活習慣等に関するアンケート調査を除く。
- (4) 観光地点別入込客延べ人数調査を観光客入込動態調査に統合する。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第28号

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>(県統計調査の実施)</p> <p>第3条 条例に基づいて知事等が行う県統計調査は、定期に又は継続的に実施するものは次の表のとおりとし、それ以外のものは知事等が告示で定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>企業の女性管理職登用等実態調査</td> <td>事業所における女性の管理職への登用の状況等を把握し、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策の検討に必要な基礎資料を得ること。</td> </tr> <tr> <td>「とっとり県民の日」アンケート調査</td> <td>学校におけるとっとり県民の日に関する取組の実施状況等を把握し、とっとり県民の日に関する施策の検討に必要な基礎資料を得ること。</td> </tr> <tr> <td>「とっとり県民の日」県政電子アンケート</td> <td>県民のとっとり県民の日の認識状況等を把握し、とっとり県民の日に関する施策の検討に必要な基礎資料を得ること。</td> </tr> <tr> <td>山間集落实態調査</td> <td>過疎化、高齢化の進展が著しい山間地域における住民の日常生活の状況を、県及び当該市町村が把握すること。</td> </tr> <tr> <td>まちなか生活実態調査</td> <td>人口減少又は高齢化の</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	略		企業の女性管理職登用等実態調査	事業所における女性の管理職への登用の状況等を把握し、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策の検討に必要な基礎資料を得ること。	「とっとり県民の日」アンケート調査	学校におけるとっとり県民の日に関する取組の実施状況等を把握し、とっとり県民の日に関する施策の検討に必要な基礎資料を得ること。	「とっとり県民の日」県政電子アンケート	県民のとっとり県民の日の認識状況等を把握し、とっとり県民の日に関する施策の検討に必要な基礎資料を得ること。	山間集落实態調査	過疎化、高齢化の進展が著しい山間地域における住民の日常生活の状況を、県及び当該市町村が把握すること。	まちなか生活実態調査	人口減少又は高齢化の	<p>(県統計調査の実施)</p> <p>第3条 条例に基づいて知事等が行う県統計調査は、定期に又は継続的に実施するものは次の表のとおりとし、それ以外のものは知事等が告示で定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>企業の女性管理職登用等実態調査</td> <td>事業所における女性の管理職への登用の状況等を把握し、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策の検討に必要な基礎資料を得ること。</td> </tr> <tr> <td>山間集落实態調査</td> <td>過疎化、高齢化の進展が著しい山間地域における住民の日常生活の状況を、県及び当該市町村が把握すること。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	略		企業の女性管理職登用等実態調査	事業所における女性の管理職への登用の状況等を把握し、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策の検討に必要な基礎資料を得ること。	山間集落实態調査	過疎化、高齢化の進展が著しい山間地域における住民の日常生活の状況を、県及び当該市町村が把握すること。
名称	目的																						
略																							
企業の女性管理職登用等実態調査	事業所における女性の管理職への登用の状況等を把握し、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策の検討に必要な基礎資料を得ること。																						
「とっとり県民の日」アンケート調査	学校におけるとっとり県民の日に関する取組の実施状況等を把握し、とっとり県民の日に関する施策の検討に必要な基礎資料を得ること。																						
「とっとり県民の日」県政電子アンケート	県民のとっとり県民の日の認識状況等を把握し、とっとり県民の日に関する施策の検討に必要な基礎資料を得ること。																						
山間集落实態調査	過疎化、高齢化の進展が著しい山間地域における住民の日常生活の状況を、県及び当該市町村が把握すること。																						
まちなか生活実態調査	人口減少又は高齢化の																						
名称	目的																						
略																							
企業の女性管理職登用等実態調査	事業所における女性の管理職への登用の状況等を把握し、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策の検討に必要な基礎資料を得ること。																						
山間集落实態調査	過疎化、高齢化の進展が著しい山間地域における住民の日常生活の状況を、県及び当該市町村が把握すること。																						

	実態を把握し、まちなかの支援施策の検討に必要な基礎資料を得ること。
略	
観光客入込動態調査	観光客の入込数、旅行形態等を把握し、観光施策の推進に必要な基礎資料を得ること。
略	
ひとり親家庭等実態調査	県内の母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活実態等を把握し、母子家庭等に対する施策の検討に必要な基礎資料を得ること。
行動障がいのある方のサービス利用等実態調査	県内在住の強度行動障がい児及び強度行動障がい者の現状を把握し、その支援施策の検討に必要な基礎資料を得ること。
略	
消費生活に関する県民意識調査	県民の消費生活に関する意識等を把握し、消費者行政施策の検討に必要な基礎資料を得ること。
消費者教育に関する教育機関への実態調査	県内の学校教育における消費者教育の実態を把握し、有効な消費者教育の実践に必要な基礎資料を得ること。
住生活総合調査拡大調査	略
略	
県内企業海外展開状況調査	県内企業の海外展開の現状、課題、今後の意向等を把握し、海外展開支援の推進に必要な

略	
観光地点別入込客延べ人数調査	観光地への入込客数を把握し、観光施策の立案に係る基礎資料を得ること。
観光客入込動態調査	観光客の旅行形態等を把握し、観光施策の立案に係る基礎資料を得ること。
略	
ひとり親家庭等実態調査	県内の母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活実態等を把握し、母子家庭等に対する施策の検討に必要な基礎資料を得ること。
略	
消費生活に関する意識調査	県民の消費生活に関する意識等を把握し、消費者行政施策の検討に必要な基礎資料を得ること。
住生活総合調査	略
略	
子どもたちの生活習慣等に関するアンケート調査	子どもの生活習慣の実態を把握し、教育施策の検討に必要な基礎資料を得ること。

<p>就農相談者数・新規就農者数調査</p>	<p>基礎資料を得ること。 就農相談者数及び新規就農者数を把握し、就農前後の指導及び援助の推進に必要な基礎資料を得ること。</p>		
<p>略</p>		<p>略</p>	
<p>2・3 略</p>		<p>2・3 略</p>	
<p>4 知事等は、第1項の表に掲げる県統計調査のうち次の各号に掲げるものを行う場合には、それぞれ当該各号に掲げる方法により実施するものとする。この場合において、報告を求めるために必要なときは、質問することにより行う方法を併用するものとする。</p>		<p>4 知事等は、第1項の表に掲げる県統計調査のうち次の各号に掲げるものを行う場合には、それぞれ当該各号に掲げる方法により実施するものとする。この場合において、報告を求めるために必要なときは、質問することにより行う方法を併用するものとする。</p>	
<p>(1) 県民健康栄養調査及び<u>住生活総合調査拡大調査</u> 前項第1号に掲げる方法</p>		<p>(1) 県民健康栄養調査及び<u>住生活総合調査</u> 前項第1号に掲げる方法</p>	
<p>(2) 鳥取県に関するイメージ調査、人権意識調査、製造業流通調査、男女共同参画意識調査、企業の女性管理職登用等実態調査、<u>「とっとり県民の日」県政電子アンケート</u>、<u>まちなか生活実態調査</u>、<u>外国人住民統計調査</u>、<u>国籍別外国人観光地入込み・宿泊施設宿泊者数調査</u>、<u>行動障がいのある方のサービス利用等実態調査</u>、<u>産業廃棄物実態調査</u>、<u>消費生活に関する県民意識調査</u>、<u>消費者教育に関する教育機関への実態調査</u>、<u>職場環境等実態調査</u>、<u>県内企業海外展開状況調査</u>、<u>就農相談者数・新規就農者数調査</u>、<u>県出身学生のUターン就職等の状況調査及び県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査</u> 前項第2号に掲げる方法</p>		<p>(2) 鳥取県に関するイメージ調査、人権意識調査、製造業流通調査、男女共同参画意識調査、企業の女性管理職登用等実態調査、<u>外国人住民統計調査</u>、<u>観光地点別入込客延べ人数調査</u>、<u>国籍別外国人観光地入込み・宿泊施設宿泊者数調査</u>、<u>産業廃棄物実態調査</u>、<u>消費生活に関する意識調査</u>、<u>職場環境等実態調査</u>、<u>県出身学生のUターン就職等の状況調査及び県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査</u> 前項第2号に掲げる方法</p>	
<p>(3) <u>「とっとり県民の日」アンケート調査</u>、<u>携帯電話アンケート調査</u>、<u>子どもの読書活動に関するアンケート調査及びPTA調査</u> 前項第4号に掲げる方法</p>		<p>(3) <u>観光客入込動態調査</u> 前項第3号に掲げる方法</p>	
<p>(4) 略</p>		<p>(4) <u>子どもたちの生活習慣等に関するアンケート調査</u>、<u>携帯電話アンケート調査</u>、<u>子どもの読書活動に関するアンケート調査及びPTA調査</u> 前項第4号に掲げる方法</p>	
<p>(5) <u>観光客入込動態調査</u> 前項第2号及び第3号に掲げる方法</p>		<p>(5) 略</p>	
<p>(6) 略</p>		<p>(6) 略</p>	
<p>5 略</p>		<p>5 略</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。